

副籍制度とは

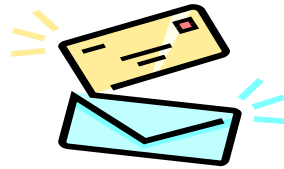
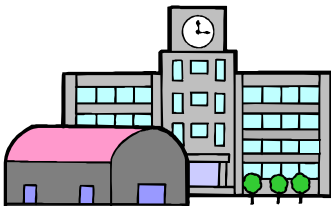
都立特別支援学校に通っている子どもたちが、住んでいる地域の通学区域の小・中学校に副次的に籍をもち、学校便りなどの交換（間接的交流）、学校行事や教科における交流および共同学習（直接的交流）を、子どもの実態等に応じて、計画的に実施する制度です。

副籍制度

特別支援学校の小・中学部に通い、副籍制度を希望する子どもたちが対象です。

平成19年度から、学校便りなどの交換「間接的な交流」を実施しています。

居住地の小・中学校



学校便りの送付・学校行事の案内等

特別支援学校の子ども、保護者



特別支援学校

お便りから始めましょう

交流及び共同学習

子どもの実態等に応じて、在籍校と地域指定校の十分な協議を行い交流活動計画に基づいて、実施します。

学校で運動会を行うので、ぜひ来てください。これからも一緒に勉強できるといいですね。

学校行事への参加



障害のある子どもたちと交流などを行うことにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶことができます。